

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	鳥取市 介護保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 ⑫高額医療合算介護(予防)サービス費の算定に関する事務(保険者事務共同処理業務)</p>
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保連合会伝送通信システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル (2)宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p> <p>(2)独自利用事務(介護保険サービス利用者負担額軽減事務、介護保険料減額事務) ・番号法第9条第2項 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(鳥取市番号条例) (平成27年鳥取市条例第39号) 第4条第1項、第3項</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1) 法定事務 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94 の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) 第46条、第47条</p> <p>(2) 独自利用事務(介護サービス利用者負担額軽減事務) (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・鳥取市番号条例 第4条第1項、第3項</p> <p>※介護保険料減額事務については、情報照会・情報提供のいずれも行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部長寿社会課
②所属長の役職名	長寿社会課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鳥取市 福祉部長寿社会課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／ ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課・徴収及び減免を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課・徴収及び減免に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務</p>	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務</p>	事前	
平成27年12月25日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第50条</p> <p>鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 第4条第1項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／ ②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定 又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務</p>	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額を行う事務である。</p> <p>①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証又は認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定 又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定又は介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑦保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑧保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課及び徴収並びに減免及び減額に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減に関する事務 ⑫高額医療合算介護(予防)サービス費の算定に関する事務(保険者事務共同処理業務)</p>	事前	
平成28年12月5日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／ ③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	介護保険システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、国保連合会伝送通信システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 関連情報／3. 個人番号の利用／法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p> <p>鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項</p>	<p>(1)法定事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 68項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p> <p>(2)独自利用事務(介護保険サービス利用者負担額軽減事務、介護保険料減額事務) ・番号法第9条第2項 ・鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(鳥取市番号条例)(平成27年鳥取市条例第39号)第4条第1項、第3項</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月5日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,117 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94 の項	1)法定事務 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117. 120 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93,94 の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条 (情報照会の根拠) 第46条、第47条 (2)独自利用事務(介護サービス利用者負担額軽減事務) (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・鳥取市番号条例 第4条第1項、第3項 ※介護保険料減額事務については、情報照会・情報提供のいずれも行わない。	事前	
令和1年5月24日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署／②所属長の役職名	①福祉保健部高齢社会課 ②高齢社会課長 中島陽一	①福祉保健部長寿社会課 ②長寿社会課長	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課情報公開係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／連絡先	鳥取市 福祉部高齢社会課 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3452	鳥取市 福祉部長寿社会課 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3452	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か	平成28年8月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	-	(新規追加項目)	事後	
令和1年11月5日	I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更
令和1年11月5日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ／連絡先	鳥取市 福祉部長寿社会課 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 TEL0857-20-3452	鳥取市 福祉部長寿社会課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更